条例

埼玉県教科用図書選定審議会委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十一月十六日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第四十五号

埼玉県教科用図書選定審議会委員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教科用図書選定審議会委員定数条例（昭和三十九年埼玉県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県教科書等選定審議会委員定数条例

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に、「埼玉県教科用図書選定審議会」を「埼玉県教科書等選定審議会」に改める。

附　則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

6899c8ff1153dd0b06844181ff1e54c7